**令和元年度第２回大阪府三島医療・病床懇話会 議事概要**

日　　　時 ：令和２年１月21日（火）午後２時から午後３時45分

開催場所 ：大阪府茨木保健所　５階　大会議室

出席委員 ：13名

　　　関本委員、北逵委員、平井委員、原山委員、木野委員、上野委員、細川委員

　　　森山委員、石田委員、栗山委員、古川委員、吉田委員、川隅委員

**■議題１　2019年度「地域医療構想」の進め方と進捗状況について**

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明。

　　　　　【資料１】2019年度「地域医療構想」の進め方と進捗状況

**＜質問と意見＞**

**（質問）**

○今後、高齢者特有の疾患（肺炎と大腿骨頸部骨折）が増加することが見込まれると説明があった。そうなれば、これら疾患に対応した急性期病床が更に必要になってくるのではないか。

**（大阪府の回答）**

○大腿骨頸部骨折等は、脳卒中や心筋梗塞等の超急性期治療と比べ、入院数日間は急性期医療であるが、その後、（退院するまでの期間が比較的長く）地域急性期となるサブアキュート機能が求められる。サブアキュートが急性期なのか回復期なのか議論となっているが、地域包括ケア病棟がそのような機能を有する病棟であると考える。府としては、回復期といっても、リハビリだけが（不足しており）必要だという認識ではなく、サブアキュート機能も必要だと認識している。

**（意見）**

○大腿骨頸部骨折を多く診ているが、手術前後の５日～1週間は急性期（における治療）で対応するが、その後は回復期で対応している。純粋に急性期というのは、5日から1週間位ということ。

**■議題２　大阪府医師確保計画策定にかかる検討状況について**

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課から説明。

　　【資料５】大阪府医師確保計画における医療供給体制の検討について

**＜質問と意見＞**

　　　特になし。

**■議題３　三島二次医療圏における「地域医療構想」の進捗状況について**

資料に基づき、茨木保健所から説明。

【資料２】三島二次医療圏「地域医療構想」の進捗状況

【当日配布資料】医師の働き方改革に関する検討会　報告書の概要

**＜質問と意見＞**

**（質問）**

○資料２のスライド10では、B水準が７病院、Ｃ水準が２病院あるが、病院名はわかるのか。

**（茨木保健所の回答）**

○臨床研修医を受けている病院や、大学病院では研究をするためC水準になり、救急医療機関はＢ水準となる。病院名は公表していないが、推定はできる。

**■議題４　三島二次医療圏における各病院の今後の方向性について**

**（第2回病院連絡会結果の概要）**

資料に基づき、茨木保健所から説明。保健医療協議会において、病床機能転換等の直接説明を求める病院や、資料３の修正を求める病院は特になかった。

【資料３】第2回病院連絡会結果の概要（三島二次医療圏）

【資料４】非稼働病床運用計画一覧表（三島二次医療圏）

**＜質問と意見＞**

**（質問）**

○回復期病床数の必要量として今後約300床必要となっているが、（資料から）急性期あるいは慢性期から回復期への移行を検討している病床は172床あるということか。

**（茨木保健所の回答）**

○移行を検討する172床は回復期病床に含まれており、必要量約300床には足りないが、基本的には急性期や慢性期を減らして回復期へ移行するということで、厚労省が求める方向に一致している。

**（意見）**

○三島圏域は、回復期の不足が300床で170床も既に移行の検討がなされ残り130床ということであった。地域住民の方に、適切な医療を提供するという点で、活発な議論を行い、機能分化が順調に進んでいるのは保険者側（支払い側）としても喜ばしい。

**■議題５　三島二次医療圏大阪府外来医療計画の素案について**

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明。

　　【資料６】大阪府外来医療計画（素案）【概要】

**＜質問と意見＞**

**（質問）**

〇国の指針では、診療所新規開設者に不足医療に協力してもらえるように何らかの指導をするとあったと思うが、府の説明にあった「医療法上の規定ではない意向調査の実施」では、地域医療に協力する医療機関の増加につながらないように思える。

**（大阪府の回答）**

〇国のガイドラインでは、外来医師多数区域の場合、地域医療、初期救急、在宅医療の協力に同意を求める「同意書」を提出するよう求めている。しかし、自由開業制では強制的に同意を得ることは難しいことから、関係団体とも調整し、意向書の提出をお願いすることとした。これまで、新規開設者には、行政からアプローチをすることがなかったので、意向書ではあるが地域医療への協力を働きかける意味はあると考える。

**（質問）**

○大阪市と豊能といった外来医師多数区域で開業する場合、必要に応じて保健医療協議会に意向書提出者が出席の上説明を求めることがあるとされているが、必ず求めるものなのか。

**（大阪府の回答）**

○説明を必ず求めるということではなく、保健医療協議会から出席要請があればお願いするというもの。

**（質問）**

○病院において、病床の機能変更等で疑義がある場合は、保健医療協議会で説明を求めることと同じことか。

**（大阪府の回答）**

○病床における知事権限の行使の検討は、医療法に基づく取り組みだが、外来医療計画は、医療法ではなく厚労省の通知に基づく取り組みとなる。

**（質問）**

○「医療機器の新規購入・更新にかかる意向書の提出」は、外来医師多数区域に関係なく、すべての新規開設者に対し提出を求めるのか。

**（大阪府の回答）**

○医療機器にかかる意向書は、新規開設者ではなく、一般診療所、病院における医療機器新規購入（更新）医療機関となる。

**（意見）**

○（大阪府外来医療計画素案は）数字だけでなく、見える化により、（これまで情報が少なかった外来医療体制が）非常に分かり易くなっている。

○若手医師は自分の専門診療に専任したいため、地域医療が使命との認識がなく協力が得られないことが最近は多い。ガイドラインが出て同意書の話が出た際は多少期待したが、（意向調査により）是非理解が得られるような助けになればと思う。確かに同意書の話が出たときは賛否両論で、「自由開業の制限になる」という意見、「意向を調査して貰えれば助かる」などの意見があった。

○医師会では、（若手医師への地域医療への協力依頼などは）今までも力を入れてとりくんできた。今回、意向書を提出してもらうことがどれだけの意義があるのか疑問である。

○救急や在宅医療、また様々な社会的活動は昔から全部医師会が主体的にやってきた。最近の若手医師は、社会的な使命をあまり認識されず、医師会とは全く別の活動をされる方もある。新規開業の先生方に、医師会活動を含め、行政と一緒に取り組むことは社会的な責任があるということを認識していただく良い機会である。保健所からも医師会が取り組んでいることを是非伝えて欲しい。

○外来医療計画が新たに策定されるということで非常に期待している。意向調査で学校医や産業医、休日診療所への協力を調査してもらえるのは一つの安全安心である。

○外来医療計画にある意向書の情報は、保健所で集約され、保健医療協議会で報告されるスキームになっているが、いつの時点で市町村にも提示されるのか具体的な時期等を今後教えて欲しい。

**■議題６　三島二次医療圏における第７次医療計画の取組状況の評価について**

資料に基づき、茨木保健所から説明

　　　　【資料７】2019年度　第７次大阪府医療計画PDCA進捗管理三島二次医療圏

**＜質問と意見＞**

特になし。